

議案第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整</u>)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した<u>場合におけるその者の号給について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>(<u>育児休業をした職員の退職手当の取扱い</u>)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(<u>職務復帰後における給与等の取扱い</u>)</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した<u>場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</u></p> <p>第7条 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成19年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 平成19年8月1日前から引き続き育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における新条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。